

# 令和7年度長野県一般事務用封筒広告掲載要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、長野県が使用する一般事務用封筒の裏面に掲載する広告（以下「広告」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (広告主の基準)

第2条 次に掲げる者の広告は、掲載しない。

- (1) 法令に違反している者
- (2) 県税を滞納している者
- (3) 県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者
- (4) 清算手続中の者、破産手続中の者、再生手続中の者、更生手続中の者、承認援助手続中の者又は特別清算に関する手続中の者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者
- (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例6条第1項に規定する暴力団関係者
- (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、一般事務用封筒に広告を掲載することが適当でない者として別に定めるもの

## (広告の基準)

第3条 次のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- (3) 人権その他の他者の権利を侵害し、又は侵害するおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 意見広告など特定の主義主張を目的とするもの
- (6) 事実と異なるもの
- (7) 誇大な表現を含むもの、明示すべき事項を明示していないものなど虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (8) 広告であること又は広告の内容が不明確であるもの
- (9) 広告主の名称、連絡先等が明示されていないなど責任の所在が不明確であるもの
- (10) 個人の氏名を広告するもの

- (11) 不当な比較広告
- (12) 競馬、競輪、競艇、小型自動車競走、パチンコその他これらに類するものに関するもの
- (13) 占い、運勢判断その他これらに類するものに関するもの
- (14) 債権の取立て、示談の引受けその他これらに類するものに関するもの
- (15) たばこの販売を促進する目的のものその他これに類するものに関するもの
- (16) 前各号に掲げるもののほか、一般事務用封筒に掲載することが適当でない広告として別に定めるもの

(広告主の募集)

第4条 知事は、一般事務用封筒に広告を掲載する場合は、本要綱及び広告掲載要領に定めるもののほか、次に掲げる募集の条件を明示して広告主を募集するものとする。

- (1) 封筒の種類
- (2) 広告の規格及び数量並びに掲載期間
- (3) 申込みの時期及び方法
- (4) 広告掲載料の基準となる額
- (5) その他必要な事項

(広告の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、長野県一般事務用封筒広告掲載申込書（様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。）を知事に提出するものとする。

2 前項の広告掲載申込書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 広告デザインの素案等
- (2) 履歴事項全部証明書の写し（掲載希望者が法人の場合）
- (3) 県税の納税証明書（掲載希望者が長野県の入札参加資格を有する場合は省略可。）
- (4) 第2条各号に該当しない旨の誓約書（掲載希望者が個人の場合。様式任意。）

(広告主の選定)

第6条 知事は、広告掲載申込書に記載された内容が第2条各号及び第3条各号のいずれにも該当せず、かつ次条に定める広告申込価格の額を満たすと認められる者について、広告申込価格が高い者から順に広告主として選定する。

2 前項の場合において、広告申込価格が同額の場合は、くじにより広告主を決定する。

(広告申込価格)

第7条 広告申込価格は、知事が別に定める最低募集価格以上の額とする。

(広告の規格等)

第8条 掲載する広告の規格については、別に定める。

2 広告デザインの作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告主への通知等)

第9条 知事は、広告主を決定したときは、広告主決定通知書(様式第2号)により広告主に通知するとともに、速やかに当該広告主と一般事務用封筒広告掲載契約を締結するものとする。

(広告原稿の提出)

第10条 広告主は、別に定める日までに、知事に広告の原稿を提出しなければならない。

2 知事は、提出された広告の原稿が第3条各号のいずれかに該当するときその他その内容が不相当であると認めたときは、広告主に対しその補正を指示するものとする。

3 前項の指示があったときは、広告主は、広告の原稿を補正し、知事の指定する日までに補正後の原稿を提出しなければならない。

(広告主の責任)

第11条 広告主は、広告の内容に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、広告の掲載に関し第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、一般事務用封筒に掲載する広告に関し必要な事項は、別に定める。